

セミトレーラ連結車の通行許可限度値の目安について

※名古屋高速道路は、一部の出入口を除きセミトレーラ車長許可限度目安値は17.5mです。
 なお、車幅は2.5m、車高は4.1m（千音寺出口のみ3.8m）までとなります。

E19



「国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路」について

※名古屋高速道路は、全線が「国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路」に指定されており、必要な要件を満たした国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行に限り、許可無く通行できます。



◎名古屋高速道路と相互に接続する道路が「国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路」に指定されていない場合、その道路を通行する際には今までどおり当該区間の特殊車両通行許可を取得する必要があります。

「高さ指定道路」について

※名古屋高速道路は、高速5号万場線(西行き)の千音寺出口を除いて「高さ指定道路」に指定されています。「高さ指定道路」では、高さが4.1mまでの車両が許可なく通行できます(通常は高さ3.8mまで)。



「重さ指定道路」について

※名古屋高速道路は、全線が「重さ指定道路」に指定されています。

「重さ指定道路」では、総重量が車両の長さ及び軸距に応じて最大25tとなっています。

